# 福岡地方労働審議会議事録 家内労働専門部会

1. 日時 : 平成18年12月20日 (水) 13:33 ~ 15:25

2. 会場: 福岡合同庁舎 新館4階 労働大会議室

3. 出席者 : 【公益代表委員】 上畠 俊一

髙山 史子

花崎 正子(部会長)

【家内労働者代表委員】上田 静生

上野 茂伸

山 健二

【委託者代表委員】 安濃 純一

牛島 健二長井 賢祐

【福岡労働局】 労働基準部長 山口 昌志

主任賃金指導官 中村 正三 課長補佐 友岡 昭雄

ほか

### 4. 議題

- (1) 福岡県における家内労働の現状について
- (2) 福岡県電気機械器具製造業家内労働実態調査について
- (3) 福岡県男子服製造業家内労働実態調査について
- (4) その他

## 5. 審議内容

事務局 定刻になりましたので、ただ今から福岡地方労働審議会家内労働部会を 開催させていただきます。

本日は福岡地方労働審議会としては初めての家内労働部会でございますので、部会長及び部会長代理がまだ選任されておりませんので、事務局より議事の進行をつとめさせていただきます。

私は、進行役の賃金課長補佐の友岡と申します。よろしくお願い致します。

本日は、家内労働者代表委員の1名がご欠席でございますが、地方労働 審議会令第8条第3項に基づく部会開催に必要な定数は満たされています ので、その旨ご報告いたします。

今年の家内労働部会では、家内労働者代表委員をしておられた委員に代わり、1名の方が新たに委員に就任されていますのでご紹介いたします。 それでは一言お願いいたします。

上野委員

一あいさつ―

事務局 ここで、本来なら、皆様に各委員をご紹介申し上げるべきところでございますが、お手元の資料1に委員名簿をご用意しておりますのでご覧下さ

それでは、議事に入る前に、労働基準部長からご挨拶を申し上げます。

部長

一あいさつ―

事務局 続きまして、事務局の紹介をさせて頂きます。

## 一自己紹介—

事務局 本日は、賃金課長と最低賃金係長が出席しておりません。それでは、議事に入ります前に、部会長及び部会長代理を選出していただくことになります。部会長及び部会長代理につきましては、地方労働審議会令第6条第5項及び第7項におきまして、「公益を代表する委員のうちから委員が選挙する」ことになっているところでございます。従前の福岡地方労働審議会の家内労働部会では、公益委員で互選する慣例となっております。今回も従来どおりでよろしいでしょうか。

### 一異議なしの声―

事務局 異議なしということでございますので、事前に公益代表委員で互選して いただいておりますので、その結果を、上畠委員の方から発表願います。

上畠委員 それでは、私の方から報告いたします。公益代表委員であらかじめ互選 した結果、部会長に花崎委員、部会長代理に髙山委員ということでござい ます。皆様よろしいでしょうか。

#### 一異議なしの声一

事務局 有難うございました。部会長に花崎委員、部会長代理に髙山委員を選出していただきましたので、これからの議事進行を花崎部会長にお願いしたいと思います。その前に、花崎部会長に一言挨拶をお願い致します。

事務局 有り難うございました。

これからの議事進行をお願い致します。部会長よろしくお願い致します。

部会長 それでは、引き続き議事を進めてまいります。よろしくお願いいたしま す

> 本日の議事録の署名を、家内労働者代表委員 上野委員、 委託者代表 委員 長井委員にお願いいたします。

ただ今から、議事(1)であります「福岡県における家内労働の現状について」ですが、事務局から資料が提出されておりますので、説明をお願いします。

主任指導官 (提出資料説明⇒「第8次最低工賃計画」の説明と、それに基づき今年度 は、電気機械器具製造業及び男子服製造業の実態調査を行ったこと、来年 からは「第9次最低工賃計画」がスタートすることも含めて説明。)

部会長 有り難うございました。ただ今の資料説明で、何かご質問、ご意見等ご ざいましたらどうぞおっしゃってください。いかがでございますでしょう か。

上野委員 今、資料10で改正計画を見せていただきましたが、家内労働全体が数値が増えていく方向に件数が逆転するというのは考えられないと思いますが、時代の変化なり、産業の変化によって対象製品が新たに生まれたりするような気がします。例えばITの時代になって、SOHOができ、その中の仕事がひょっとしたら家内労働の分野になるのではないかと考えられるのではないかと素人ながら思うんですが。そういう場合の新設対象として決めるのはこういう部会の場で議論をし、決定したりするんでしょうが、新設対象を生み出したりとか、新設対象の仕事があるんだとかを調べたりするのはどのようにして進められるのでしょうか。初歩的な質問で申し訳ありませんが教えてください。

部会長
それでは、事務局よろしくお願いします。

主任指導官 そういう新設ということになりますと、この家内労働部会というのが地方労働審議会の中の一つの部会ということになっております。資料3の一番後ろのほうに地方労働審議会組織図というのがあります。改正前、改正後となっておりますが、労働局ができた平成13年に変更されたものであります。地方労働審議会のもとに家内労働部会というものがございます。この家内労働部会については、最低工賃の実質的な改正審議以外について審議していただくということになっております。例えば、家内労働部会の方でこういう業種を新設するということがもしありましたら、審議会の方で審議していただきまして、新設をするということになりますと、最低工賃専門部会を立ち上げるというふうになります。

そういうことになりますと、当然事務局の方で実態がどうであるかという実態調査を、今回やった調査よりももう少し大規模にやって、そういう資料を基に最低工賃の専門部会等で審議をしていただくということになろうかと思います。

もう一つやり方として、法律的には、労使の団体の代表の方から申出という方式もございます。しかし、そういう方式は今のところ全国的にみてもほとんどやられていないのが実態です。この家内労働部会、あるいは審議会の中で新設というような意見が出て、それを継続してやっていというのがほとんどです。ちなみに、先ほど改正計画の説明をいたしましたが、平成17年に本省が取りまとめたものを追っていって数えましたが、平成17年度に新設があるのかどうかを調べてみたんですが、17年度については新設はございません。むしろ廃止が17年度には4件ありました。それから、鳥取では、男子服と婦人服があったんですが、男子服の家内労働者数が非常に少なくなったため、婦人服と一緒にしたいということで、まずそれぞれを廃止をして、統合をしたため、新設1件というのがございます。されぞれを廃止をして、統合をしたため、新設1件というのがございます。ですから下を見送るというのが31件という結果になっております。ですから平成17年に限ってみれば、新設というのは、廃止をして統合して新設した1件のみです。

部会長ありがとうございました。

ものですからね。

上野委員 決定をしていくシステムについてはよくわかりました。廃止をすることについては、すでにあるものについてですから、商品を考えた場合に、こういう仕事は本当にあるのかなと気づきやすく、実態を調べる必要があるなと気づきやすいですが、新しくつくろうとした場合、企業の労使でこちらに申請をされるという方法があると先ほどの説明でしたが、実態的にはないということでした。そうすると、私たちが、こういう製品、こういう仕事が家内労働というものに適用し、認定すべきではないかというようなことを気づかなければならないのですか。その他に、新設の検討という入口では、事務局の皆さんも含め、私たちが検証しながら、チェックしていくということになるのでしょうか。時代が変わっていくと、商品が変わる

部会長
それでは、事務局よろしくお願いします。

主任指導官 平成8年に、電気関係について家内労働者数がどんどん少なくなってきた段階で、他に対象業種がないものだろうか、という同じようなことがございました。その時は、電気関係のハーネスというものがあるのではないかというお話がいろいろありまして、何回かに分けて調査をやりました経緯はあります。ただ、調査の結果、新設をするほどまとまった数がない、またその業種については景気の状況もよくないということで、結局は新設については見送ったというようなことでございました。そういう実態調査をふまえて、どういう業種が実際対象になりえるのかということを審議していただくということになろうかと思います。なかなか、最初からこれという業種があればいいんですけど、なかなか見つからないというのが現状です。

長井委員 今の関連で言うと、ある一定の人数がないと議論の場にあがらないということですが、一定の人数とはおよそどの程度ですか。500人なのか1000人なのか、その辺はなにか基準はあるのですか。

主任指導官 最低工賃をつくろうとするものに適用される家内労働者数が300人というのが一つの基準です。

長井委員 それに関連してですけれど、家内労働者代表委員が言われたように、働き方も多様化して、以前の家内労働という、我々がイメージしている概念とは違う働き方で、さっき例をあげられたSOHOのように今までの家内労働とは概念的にちょっと違う新しい働き方とかを調べたことはあるのですか。どこからか言われたんではなく、労働局として。例えばSOHOですけど。

主任指導官 家内労働という場合は、物品の提供という枠が一つあります。例えば、パソコンで文字の入力をする場合に、フロッピー等の電子媒体を受け取ってそれに入力あるいは修正等を行う場合は、物を介していますので家内労働の対象となります。そうではなく、SOHO等になりますと、在宅ワークになり均等室の管轄になります。パソコンでメールを打ってもらう、またそれを修正加工したものをメールで送り出すものについては、物の加工からはずれますので家内労働からはずれ、これらのものの対象は均等室のほうの守備範囲の在宅ワークというものに該当します。在宅ワークについて、たぶん調査をやっているとは思いますが均等室に確認してみたいと考えております。

部会長 よろしいでしょうか。

長井委員 在宅ワークと家内労働と言葉だけ分けても、中身は同じような感じがするのですが。

部会長概念の問題で、それをどう規定するのかということでしょうが。

長井委員 法律は法律であるのでしょうが、それは以前決めた法律ですし。

主任指導官 在宅ワークとは、通信情報機器を活用し、請負契約に基づくもので、家内労働は物品を提供し、物品の加工等を委託し、委託を受けて加工等に従事するものであり、それぞれ担当部門が異なります。

部会長 働き方も、内容も時代とともにいろいろと変わってきております。それ ぞれ検討の場も、審議の場もございますでしょうが、この部会は家内労働 の部会です。

部長 あくまでも、この部会は家内労働の適用を受ける方の労働条件について の審議の場であり、毎年の家内労働者数や業務内容については、委託状況 届によって把握できますので、新たな分野に業務が委託され、一定の家内 労働者が存在することが判明しましたら実情を調査し、新しい最低工賃を つくるかどうかこの部会にお諮りすることになります。

部会長 家内労働以外にあてはまるものについては、別の場でご審議いただくと して、家内労働者代表委員、そういうことでよろしいでしょうか。

上野委員 事務局の説明で十分です。

部会長 続きまして、部長あいさつの中、あるいは事務局からの説明にもありましたように今年度は第8次計画では、電気機械器具及び男子服製造業の最低工賃改定が予定されていた年であり、実態調査が行われたようです。それが、次の議事(2)の「福岡県電気機械器具製造業家内労働実態調査の概要」ですので、まず事務局から資料説明をお願いします。

事務局 — 資料説明—

部会長 有り難うございました。ただ今の資料説明で、何か質問、意見等ござい ましたらどうぞ。

上野委員 実態調査の調査方法についてお聞きします。委託者、家内労働者への調査書の郵送のやり方、回収の仕方はどのようにされているのですか。

事務局 調査書を郵送で家内労働者分も含めて、委託者に送っております。回答 は、中に返信用の封筒を同封しておりますので、委託者、家内労働者各々 から返信してもらっております。

部会長 それでは、事務局の方で、以上の電気機械器具製造業家内労働実態調査 の結果を踏まえて、今年度の改定について改めて如何に考えておられるか お聞きしたいと思います。

主任指導官 それでは、事務局の考え方を述べさせていただきます。ただ今、今回の調査についての状況、内容説明をさせていただきましたが、概要の2にありますように、実態調査で37委託者に対し、25委託者から回収を行っております。この25委託者につきまして、最低工賃の適用がある工程をもつ委託者は表7の最低工賃該当業務ですが、該当する委託者はいない、したがって家内労働者もいないという結果になっています。

平成8年以降、電気は改正を行っていませんが、改正等を行うかどうか 検討するための実態調査を行っていますが、最低工賃に該当する工程を持 つ委託者、家内労働者は少ない数でしたが調査の都度その数はさらに減少 してきたということで、今回の調査でゼロとなりました。

今後、将来この数が増加する要因はほとんどないと考えられますし、今 回の実態調査でも、委託量の増減予想でも増加するとのご意見はありませ んので、電気の最低工賃につきましては廃止が妥当ではないかというふう に考えていますので、ご審議をお願いいたします。

部会長
ただ今の事務局の考え方についてご意見等はございますでしょうか。

上畠委員 廃止でよろしいのではないでしょうか。今後も委託者、家内労働者とも 増える見込みがないのであれば。

上野委員 確認ですが、廃止は資料11の第7表の①に書いてある最低工賃に関して のみでしょうか。

事務局 はい、資料11の第7表の①に書いてある最低工賃に関してのみです。

部会長 他にご意見はございますでしょうか。それでは、だいたい皆さん廃止の 方向でまとまっているようですね。

## 一異議なしの声一

主任指導官 廃止ということであれば、審議会の会長に報告を行うとともに、3月に 開催されます審議会で労働局長から廃止の諮問を行わせていただき、同時 に最低工賃専門部会を設置することを決定していただき、その専門部会で 廃止について審議を頂くことにこととなります。また、専門部会を設置するにあたり、当部会の委員に就任をお願いすることもありますので、その 際はまたよろしくお願いいたします。

部会長 次に、議題(3)の「福岡県男子服製造業家内労働実態調査の概要」の 資料説明をお願いします。

事務局 — — — — — — — 資料説明—

部会長 有り難うございました。ただ今の資料説明で、何か質問、意見等ござい ましたらどうぞ。

上野委員 5ページの第7表に関してですが、時代の変化の中で、仕立て方がこの表に載っている工程とは違ってきているのでは。工程が現状とマッチしていないのではないでしょうか。これらのことに関して、これから議論があるのでしょうか、あれば教えてほしいと思います。

部会長 なにぶんサンプル数が減ってきていると思います。どういうふうに工程 の変化をみて行くか、これらの解釈をどうみていくかが問われるのではないでしょうか。高級仕立てや、布地の種類によって縫いやすさや縫い方の 違いもあります。縫製の作業工程が時代の変化等で変わってきており、実態に見合った工程で最低工賃を定めるべきで、そういう工程があるのかないのかはどのようにして調べられるのでしょうか。

主任指導官 これらの工程の見直し等については、サンプル数を少し増加するとか、 他局の設定工程を参照し、関係業者等の代表者の方から家内労働の実態に ついてお聞きしたり、実態調査で工程を追加し調査するなど、その結果を 踏まえ、次回の第9次計画での男子服の改正時において審議をしていただ きたいと思います。

長井委員 工程のとらえ方もそうですが、現在は1着仕立てていくらという委託の 仕方になっているのではないでしょうか。実態はどうであるかを調べ、今 の最低工賃のやり方でいいのか、違反したらどうするのかを考えなくては ならない。

安濃委員 資料の6ページにもありますが、工賃をいくつかの工程を併せていくら という決め方をしておれば、違反した時に、どの工程の部分が違反である かを判断するのが難しいのではないでしょうか。 部会長

縫製という技術が日本からなくなってきているように思います。技術を持った者には工賃を高くする必要があるのではないでしょうか。それから、先ほど説明がありましたが、資料の10ページに家内労働者の意見があげてありますが、意見を集約するには書かせるのではなく、項目をいくつもあげて複数回答でもいいから○を付ける方式にした方がよろしいのではないでしょうか。その方が意見が出やすいと思います。

他にご質問はありませんか。ないようですので、事務局の方で、以上の男子服の実態調査の結果を踏まえて、今年度の改定について改めて如何に考えておられるかお聞きしたいと思います。

主任指導官

それでは、考え方等を述べさせていただきます。ただ今、今回の調査についての状況、内容説明をさせていただきましたが、4ページの表4、これは工賃の改正の状況がどうなっているのか、回答がありました10委託者のうち、70%が工賃の改正をしていないという状況。また、説明の中で、最低工賃が適用される委託者4のうち、3委託者は改正をしていないこと、それから、表6の委託者の委託量の1年前との比較ですが、減少もしくは変わらないが9委託者で90%が委託量は増加していないということ。6ページの表9、将来の家内労働者の増加の予想ですが、前回と同じく増加するという回答はなく、減少するが10委託者のうち9委託者となっています。

表12ですが、前回調査より70歳以上の方が増加し、それ以下の50歳以上が減少し高齢化が進んでいる状況、8ページの表14の1ヶ月あたりの工賃階層別の労働者数は平均値は前回に比べ高くなっていますが、中位数は過去2回の数値より低くなっていること、それから表18の委託量の増減ですが85%が増加していない、表19の工賃単価の変化ですが、値上げはなく、変わらないと値下げをされたを合わせて85%となっている実態があるといった諸々の件を勘案しますと、今回は見送りが妥当ではないかというふうに考えていますが、ご審議をよろしくお願いいたします。

部会長 ただ今の事務局の考え方についてご意見等はございますでしょうか。

### 一特に意見等なし一

部会長 次に、最後の議題(4)のその他について、何か事務局から何かございますか。

#### 一特に意見等なし一

部会長 何かございませんか。ございませんようでしたら、これをもちまして本 日の家内労働部会を閉会させていただきます。 どうも有り難うございました。